

平成25年度7月定例記者会見 会見録

日時 平成25年7月19日（金）午後3時00分～3時35分

場所 市役所2階 第1特別会議室

（市長）

はじめに、「市税納付お知らせセンター」の設置についてお話しをさせていただきます。市税につきましては、納期限までに納めていただきますよう様々な機会を捉えて周知をしているところでございますが、市税の未納額は現年度分で約1.6パーセント、約17億円もでございます。未納の理由につきましては様々ございますが、納め忘れや振替日に口座に残高がなく口座振替ができないなどの理由で納期限までに納めていただけない方も多くいらっしゃいます。未納が重なり滞納額が多額になりますと完納が非常に難しくなることから、早期にお知らせをすることが重要だと考えております。このような状況を踏まえまして、納め忘れなどいわゆる初期段階の未納者に対し納付を促す「市税納付お知らせセンター」を8月から開設いたします。「市税納付お知らせセンター」につきましては、オペレーターが電話により納付のお知らせをするもので、民間事業者へ委託いたします。センター開設の効果として年間で約1億円の増収を見込んでいるほか、職員の業務を現年度の市税納付に関することから過年度分などの滞納整理に転換するなどの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、7月17日に開催されました「県央相模川サミット」についてでございます。相模川沿いの6自治体で構成する「県央相模川サミット」につきましては、平成21年度から始まったものでございまして、今回で5回目でございます。このサミットにつきましては、河川の保全活用や交通対策など共通の課題に対して連携して取り組むことにより、県央地域の発展を目指すものでございます。今回のサミットでは、圏央道の厚木パーキングエリアでの情報発信について検討したほか、県央地域の発展に向けまして、圏央道の料金の低減、厚木パーキングエリアへの「スマートインターチェンジ」の設置、小田急多摩線の相模原・愛川・厚木方面への延伸、JR相模線の複線化、農業振興地域の整備に関する法律の弾力的な運用等につきまして、国に対し要望することといたしました。

次に、参議院議員通常選挙についてでございます。ご承知のとおり参議院議員通常選挙につきましては7月21日に執り行われますが、今回の選挙からホームページやブログ、フェイスブック等を利用いたしましたいわゆるインターネット選挙運動が解禁されました。この新しい制度の導入により市民の皆様の国政へのご理解が深まりますとともに投票率の向上につながることを期待しております。投票時間につきましては午前7時から午後8時まででございます。市民の皆様におかれましては、ぜひ投票に行ってくださいますようお願いいたします。

最後になりますが、これから行われます本市の夏祭りや花火大会についてご紹介をいたします。本市の六大観光行事でもある県北地域最大の「上溝夏祭り」が27日から2日間、ユニークな竹飾りが有名な「橋本七夕まつり」は8月9日から11日までの3日間開催されます。また、花火大会につきましては「さがみ湖湖上祭花火大会」が8月1日、「相模原納涼花火大会」が8月24日に開催されます。ぜひ取材をお願いいたします。

私からは以上でございます。

(記者)

市税納付お知らせセンターは、なぜ、4月ではなく8月に開設されるのですか。また、オペレーターを職員ではなく、民間業者に委託するのはどうしてですか。

(市長)

本年4月に専管組織として債権対策課を新設し、市税納付お知らせセンターの内容を検討しましたので8月に開設することとなりました。センターでは現年度分の市税で納期限までに納付できなかった方や口座の残高がなく口座振替ができなかった方など、いわゆる初期段階の未納者に対しまして電話でお知らせをするものでございまして、債権対策課の職員につきましては、過年度分や困難な事案などの滞納整理に注力してまいりたいと思います。

(記者)

市税納付お知らせセンターは、うっかり納付し忘れた方などを対応し、困難な事案などについては職員が対応するということでよろしいですか。

(市長)

そのとおりでございます。

(記者)

増収分の年間約1億円は、どのような見込みですか。

(市長)

現年度分の市税未納額は約17億円もありますが、早期にお知らせすることで納付していただける効果とセンター設置などにかかる費用を差し引いた額ですが、多少、見込みも含めた額でございます。

(記者)

市税納付お知らせセンターは、債権対策課に設置し、そこで電話をするのでしょうか。

(市長)

そのとおりでございます。債権対策課内にセンターを設置し、オペレーターを配置、1日約200件のお知らせを行います。平成25年度では約3万2000件を

予定しております。

(記者)

対象者には既に督促状が届いていると思いますので、納付していないことを承知していると思います。そのような状況で電話によるお知らせがあると、電話を受けた方が気を悪くしませんか。

(市長)

督促状は届いていると思いますが、センターではうっかりして納付を忘れてしまった方に対しまして電話によるお知らせするものでございまして、督促状のほか、直接、声でお知らせすることによる効果もあるものと考えております。

(記者)

職員が家を訪問した際、日中は不在のことが多いと聞きます。日中電話することの実効性はどのように考えられていますか。

(市長)

最近ではお勤めになられているなど、日中に不在にされていることもあると思います。実施状況を見ながら検証する必要もあると思いますが、職員が訪問することにあわせ、電話でお知らせし、効果を高めたいと考えております。横浜市、川崎市では既に実施していますので、他市の状況を参考にしながら取り組みを進めたいと考えております。

(記者)

対象者の電話番号はどのように入手されるのですか。

(債権対策課長)

主にN T Tの電話案内や本人の市民税申告書で把握します。最近では、申告書に携帯電話の番号を書いている方も多いです。

(記者)

市税納付お知らせセンターに係る費用はどのくらいですか。

(債権対策課長)

委託費用は約1千万円です。

(記者)

オペレーターにはどのような方がなる予定ですか。

(市長)

オペレーターは3人、女性です。そのほかに管理者を1人置きます。

(記者)

収入の問題から市税を納めることができない方もいると思います。職員が実際に家を訪問し、生活実態を把握することも必要と考えますが、いかがですか。

(市長)

これまでには、税務部だけではなく他部の管理職などが未納付者の家を訪問するなど様々な取り組みを実施してまいりましたが、依然として、現年度分で約17億円もの未納額がございます。このようなこともあり、本年4月、専管組織として債権対策課を設置するなどいたしました。市といたしましてもさらなる対策を講じながら納税していただけるようにしたいと思っています。

(記者)

滞納額を教えてください。

(市長)

平成24年度決算見込額では、滞納繰越分として約43億円、現年度が約17億円、合計で約60億円です。

(記者)

他市の市税お知らせセンターの実施状況はいかがですか。

(市長)

詳細につきましては、後ほど、担当からご説明いたします。

(記者)

今月下旬に都市計画法施行令の改正が行われる予定とのことですが、相模原市では旧3町の線引きを先送りした形になってはいますが、この改正を市長はどのように考えられますか。

(市長)

都市計画法施行令では、政令市は都市計画区域内を線引きすることとなっておりますので、合併の際には津久井地域で線引きを懸念する声もありました。この地域は従来から、自然、森林に恵まれ、県の水源地でもあることから土地利用の制限もございましたので、本市といたしましても制度どおり線引きをするというのは馴染まないと思っておりました。このこともありこれまで法令を改正するよう国に申し入れもしてまいりました。今回の改正では、政令市であっても人口50万人未満の都市計画区域については線引きの義務付けがなくなるとのことでございます。これによりまして自然を生かした水源地にふさわしい土地利用を検討できるものと考えております。

(記者)

線引きはしないということでしょうか。

(市長)

津久井地域では人口が減少しておりますので、自然を守らなければならない一方、定住人口も増やさなければなりません。今後、圏央道の開通、相模原インターの開設によりまして、串川地域に新たな産業拠点を設置したいと考えております。今後、地元と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

(記者)

都市計画法の施行令が改正されても、都市計画法で区域マスタープランは神奈川県が策定することとなっており、線引きの方針は変わらないと思いますがいかがですか。

(市長)

たしかに、区域マスタープランは神奈川県が策定しますが、地元市町村と協議して策定します。今回の改正は、地域の実情に合ったまちづくり、土地利用ができるよう改正するものでございますので、区域マスタープランについては神奈川県と十分に調整してまいりたいと考えております。

(記者)

区域マスタープランで線引きすることとした場合は、不整合が生じるのではないのでしょうか。

(市長)

本市と十分に調整して神奈川県が策定いたしますので、本市の意向と違う形で策定することはないものと考えております。

(記者)

県が地元の意向を無視して策定するとは思いませんが、線引きの方針を定める区域マスタープランの策定権限が神奈川県にあり、その部分を改正しないと整合性がとれないと考えますがいかがですか。

(副市長)

今回は政令の改正でございまして、今後、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランに関連する法改正が行われ、ようやく自らがどのようにまちづくりをするかを考えることができると思います。

(記者)

線引きの義務付けがなくなったとしても、すぐに進められるものではないということでしょうか。

(副市長)

そのとおりでございます。

(市長)

次回の線引きの見直しが予定では平成28年度頃と聞いておりますので、それまでには法改正があると思います。その状況をみながら神奈川県と調整してまいります。

(記者)

線引きを行うか否かについては、市長としては答えられないということですか。

(市長)

お答えできないということではございませんが、市としては、津久井地域の緑や自然、水源地を守りながら土地利用を進める必要がありますし、豊かな自然を後世に伝えていく義務がございます。しかし、自然や水源地を守るとはいえ、地域に人がいなくなるとは困ります。現在、旧3町は人口が減少しておりますが、地域の主役は人です。地元で生活ができ、なお、水源地を守ることができる環境を継続することが地域の考えでございます。例えば、水源地の保全策として間伐や下刈りなどがございますが、林業や農業だけではなかなか生活ができません。地域で自立した環境をつくるためにも、本市が持つポテンシャル、例えば圏央道の相模原インター開設によりまして、金原・串川地区を新たな産業創出ゾーンとし、周辺にある既存の工業団地などとの連携を図りながら定住者を増やすなどの方法もあると思います。定住者を増やすためには雇用の場を確保しなければなりません。また、観光振興なども踏まえ、次回の線引きをどうするかを含め、整備手法、計画内容をこれから地域と話し合い、判断しなければならないと思っています。

(記者)

市長の考えとしては、今回の法改正はいわゆる「できる規定」なので、現時点では選択肢があるということでしょうか。

(市長)

そのとおりでございます。

(記者)

先日、小学校の臨時任用職員の採用を無効にされましたが、本人に対して民事、刑事どちらかの対応をとられていますか。

(教育長)

担当が警察と相談しながら、対応を検討しております。

(記者)

いつ頃、結論を出す予定ですか。

(教育長)

その部分を含めて検討しております。いつまでに結論を出すかについては明確で
ございません。

(記者)

記者会見の際にも検討すると言われておりました。教育の問題については市民の
関心もあるので市教委として早く対応すべきだと思いたすがいかがですか。

(教育長)

承知しております。現在、担当が調整を進めているところでございます。

(市長)

できるだけ時間をかけずに対応すべきだと思いたしますので、警察と相談し、教育委
員会として早期に結論を出すようにします。

以 上